

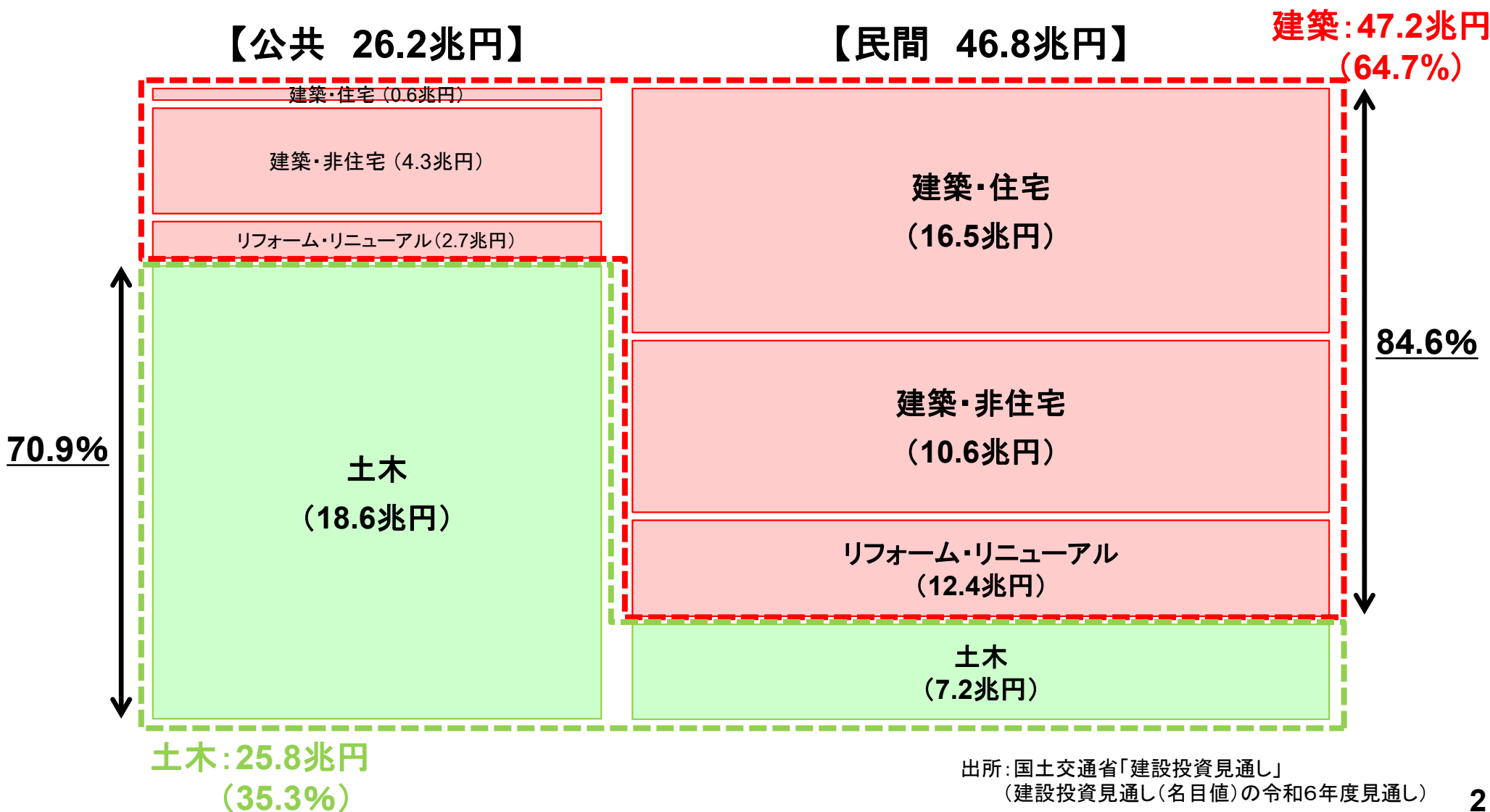
第三次・担い手3法と入札契約の改善に関する取組

令和7年7月

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室

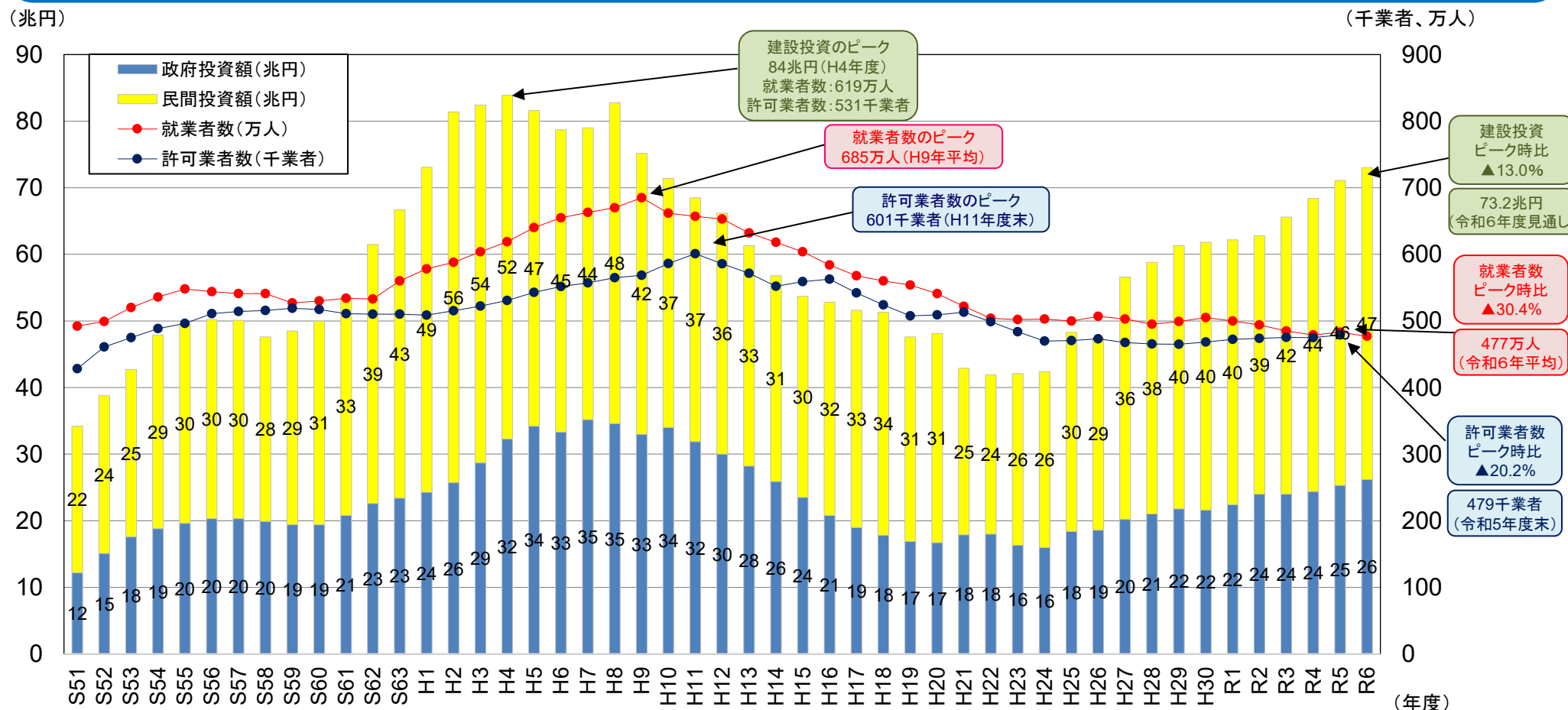
建設産業をとりまく環境

- 建設投資市場においては、公共事業が35%を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が大宗。



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

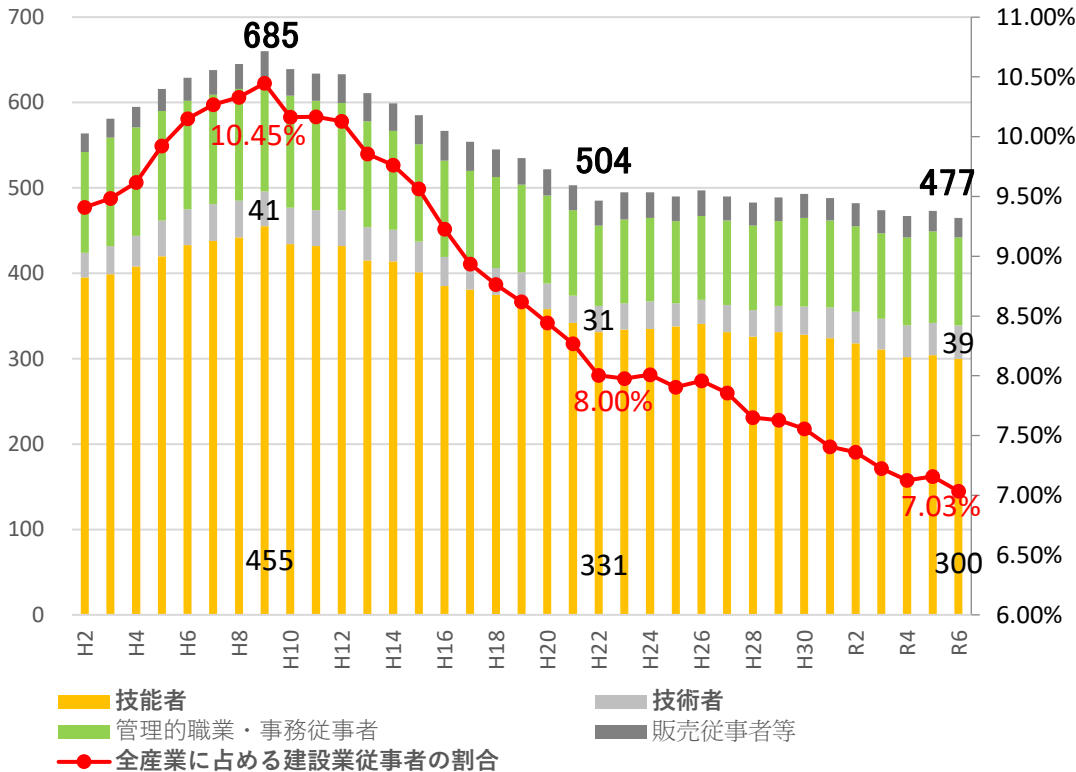
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>
 ○建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
 ○技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
 ○技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



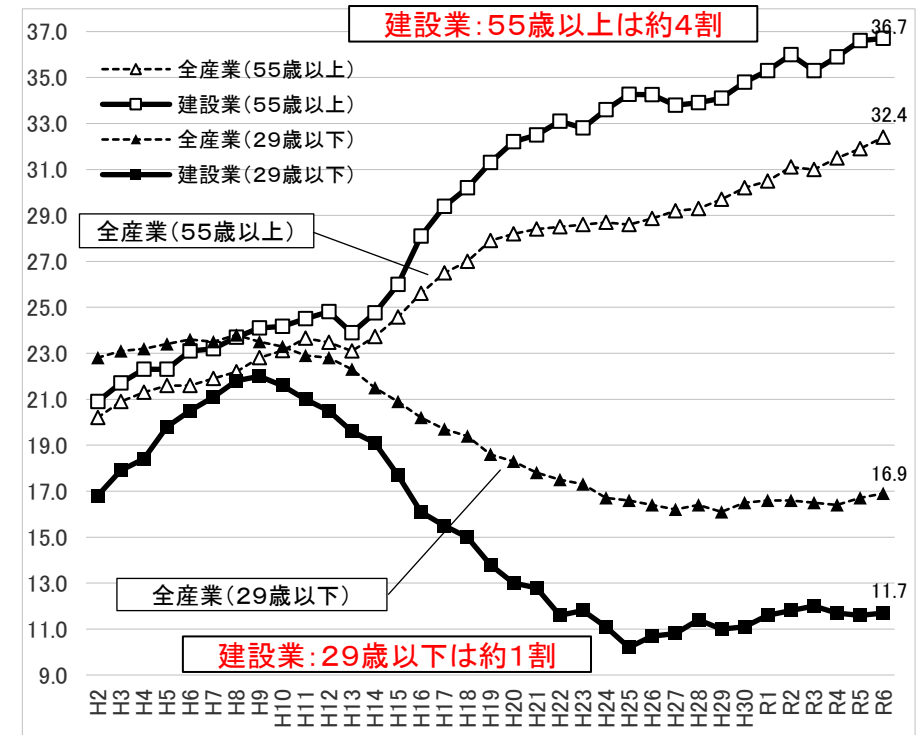
出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)

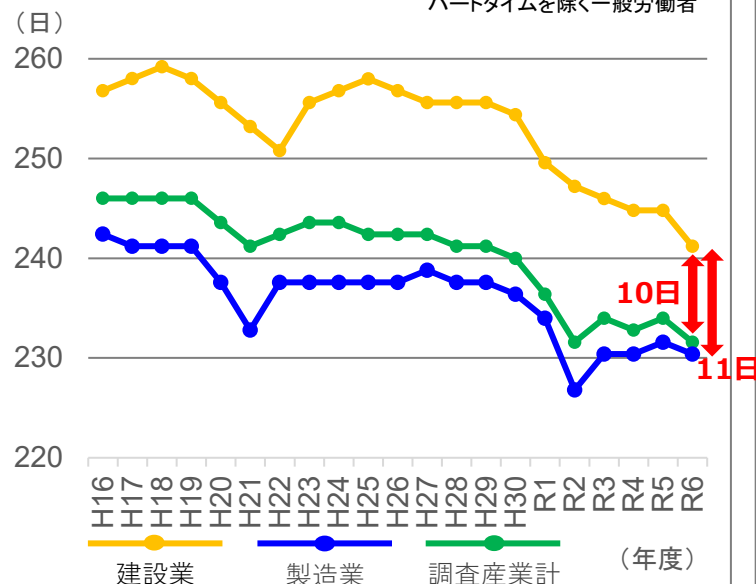


出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

建設産業における働き方の現状

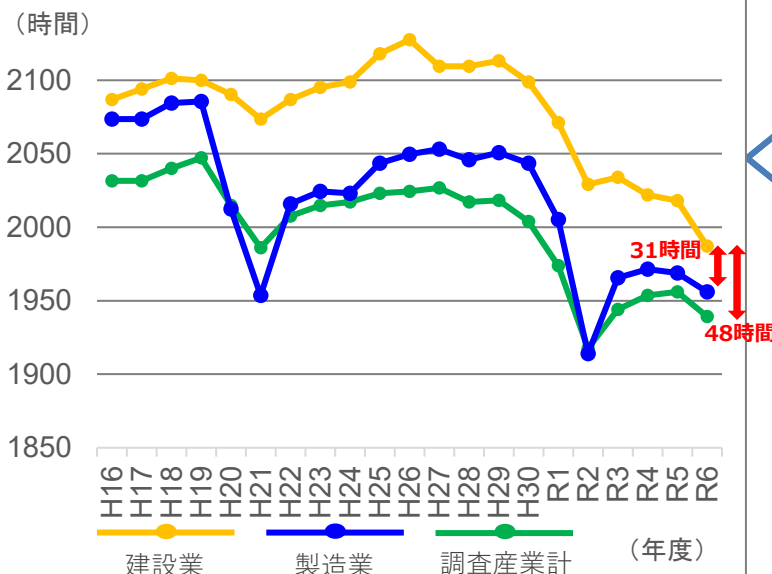
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

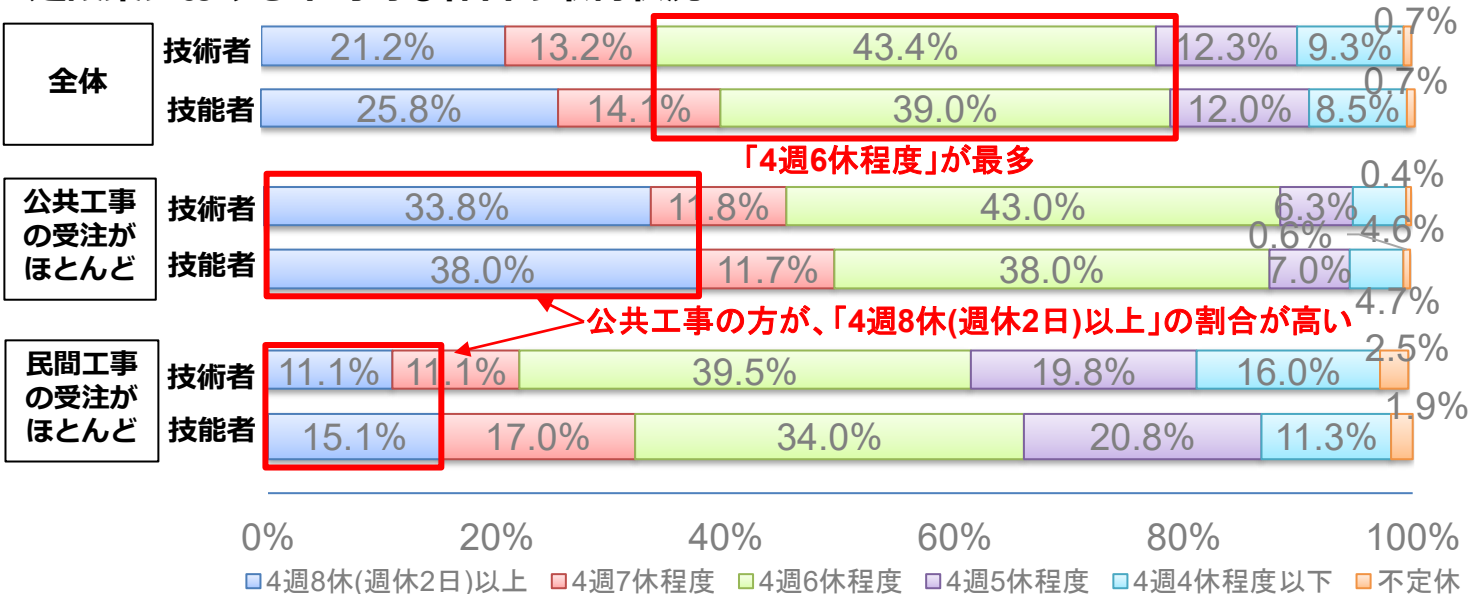
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

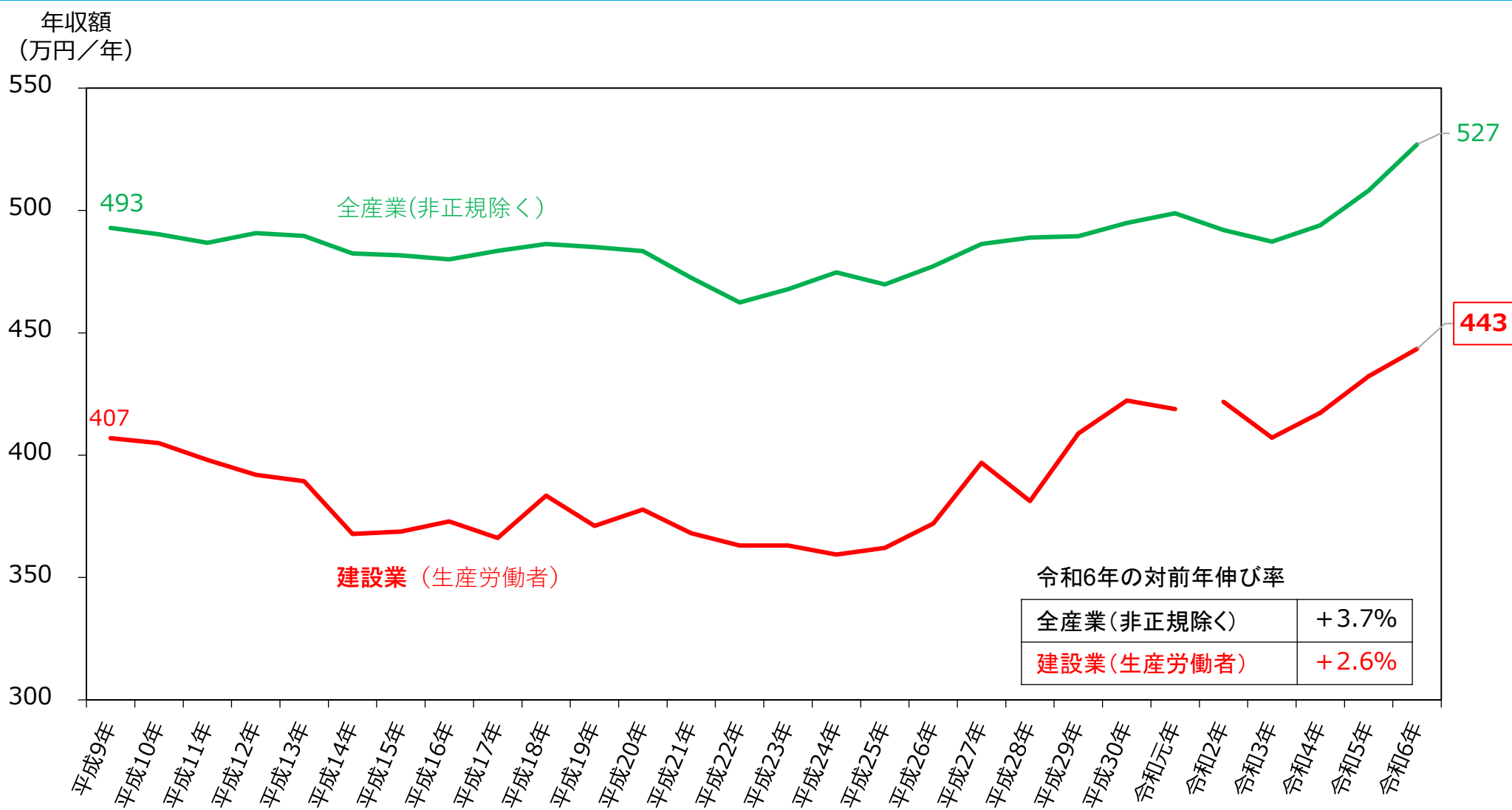
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

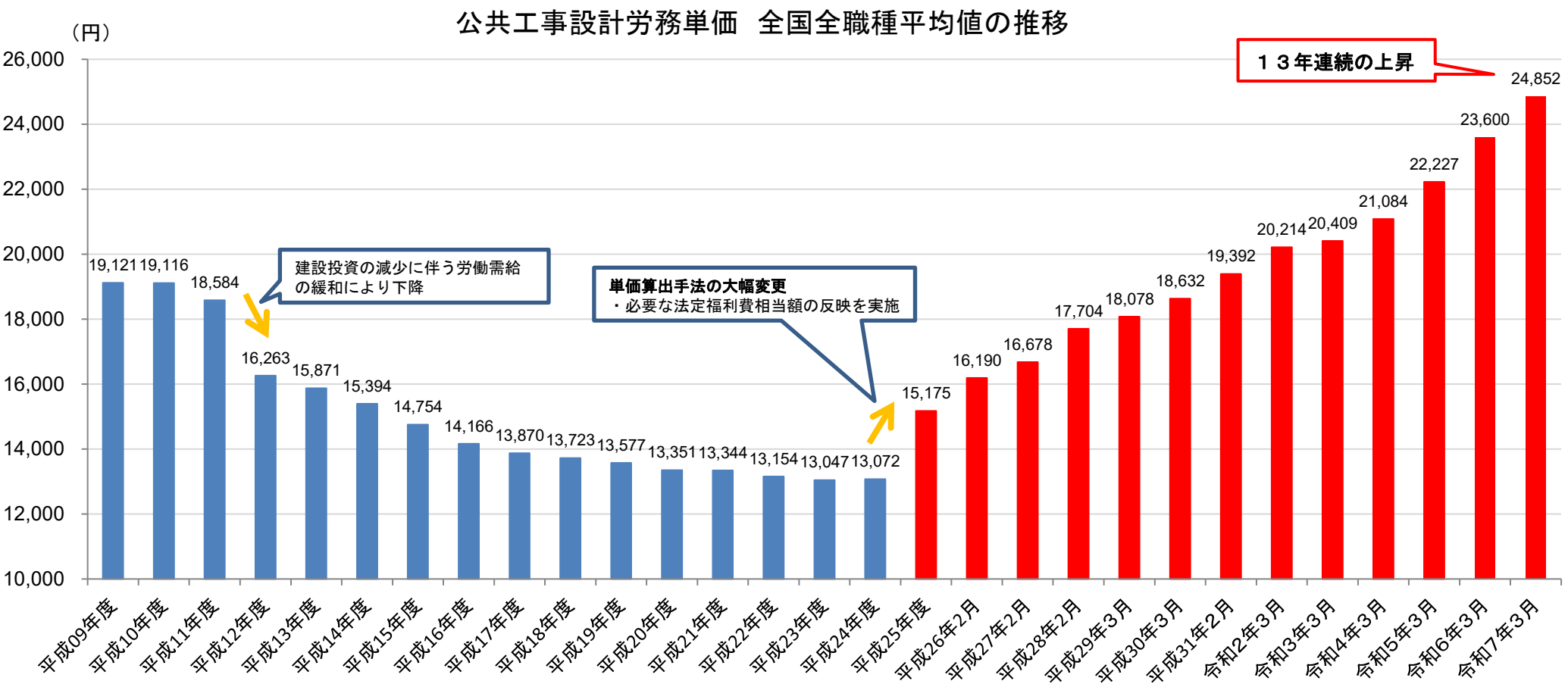


(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

6

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

第三次・担い手3法(令和6年改正)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

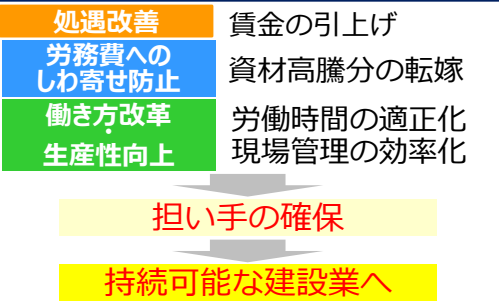
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● I C T 活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

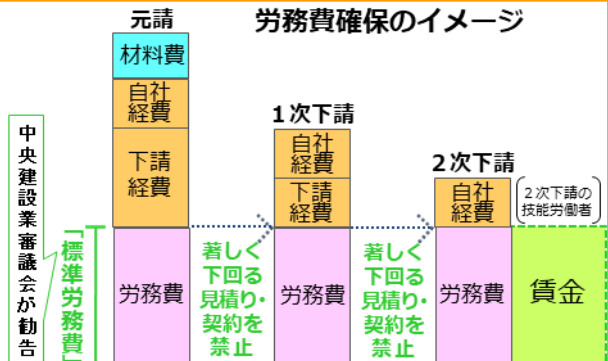
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

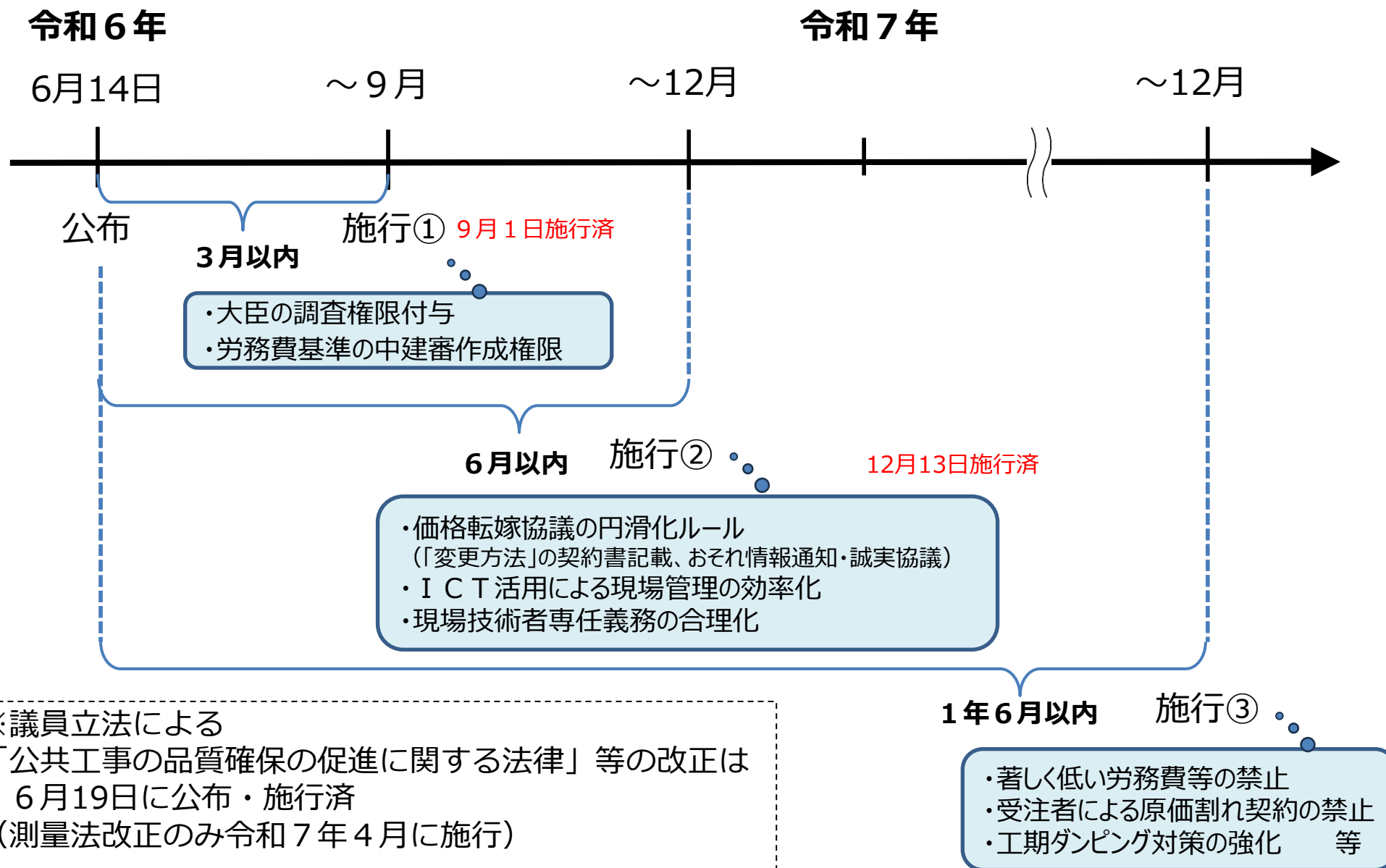


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルール

契約前のルール

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を
注文者に**通知**する**義務**

※**落札者決定後から契約締結まで**に通知すべき
(ガイドラインにて規定)

公共発注者



「**資材高騰のおそれあり**」

受注者



公共工事標準請負約款

第26条 発注者又は受注者は・・・賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

3 ……残工事代金額は・・・発注者と受注者とが協議して定める

公共民間問わず、契約書の法定記載事項として、請負代金等の「**変更方法**」を必ず盛り込む必要がある。

公共工事では「公共工事標準請負約款」が普及しており、
ほぼ全ての契約で、
契約変更ルール（スライド条項等）が規定済

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- **受注者は**、公共発注者に請負代金・工期の**変更を協議**できる。

➡ 公共発注者は、**誠実に協議**に応ずる**義務**※

※受注者の事前通知の有無にかかわらず、公共発注者はスライド条項等に基づく協議に応じる義務がある。

※予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは、当該義務に違反するおそれがあることに留意

- ただし、**実際に契約変更が可能か（スライド条項が適用できるか）**は、対象となる工事費の範囲や、請求可能な時期等**契約上の要件に該当するかによる**ため、受発注者は協議申出前に、契約上の要件該当性を確認する必要がある。



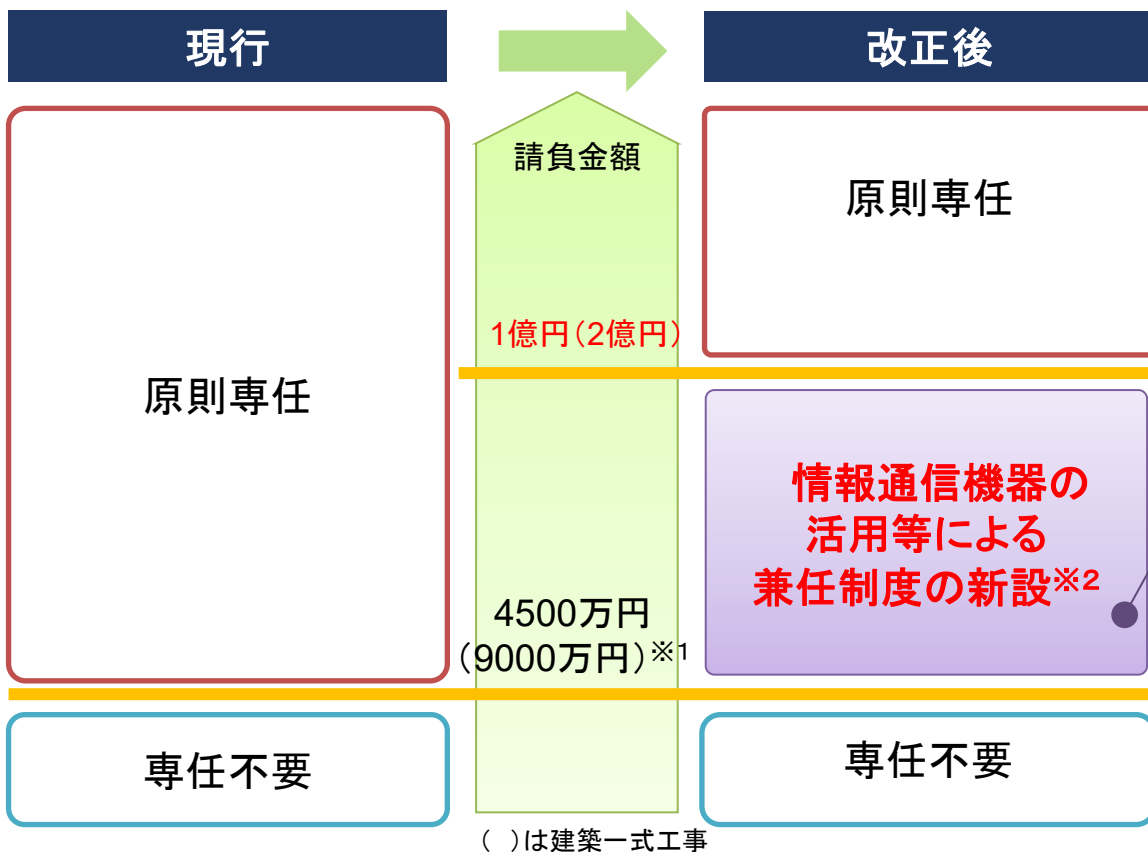
スライド条項等に従って
請負代金**変更の協議**

自ら定める運用基準等
公共発注者 に沿って**誠実な協議**



受注者

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



【兼任の要件】

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

2以下

○工事現場間の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

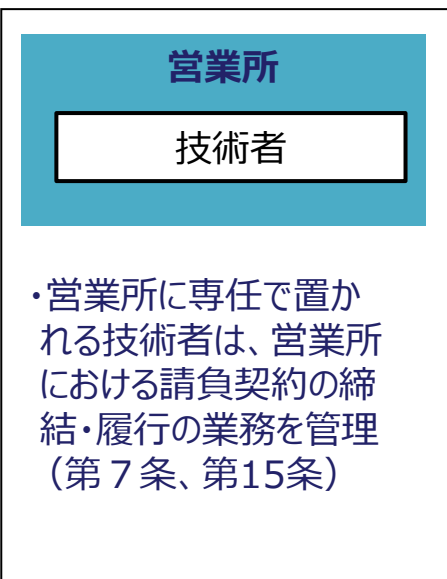
※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済(令和7年2月1日施行)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

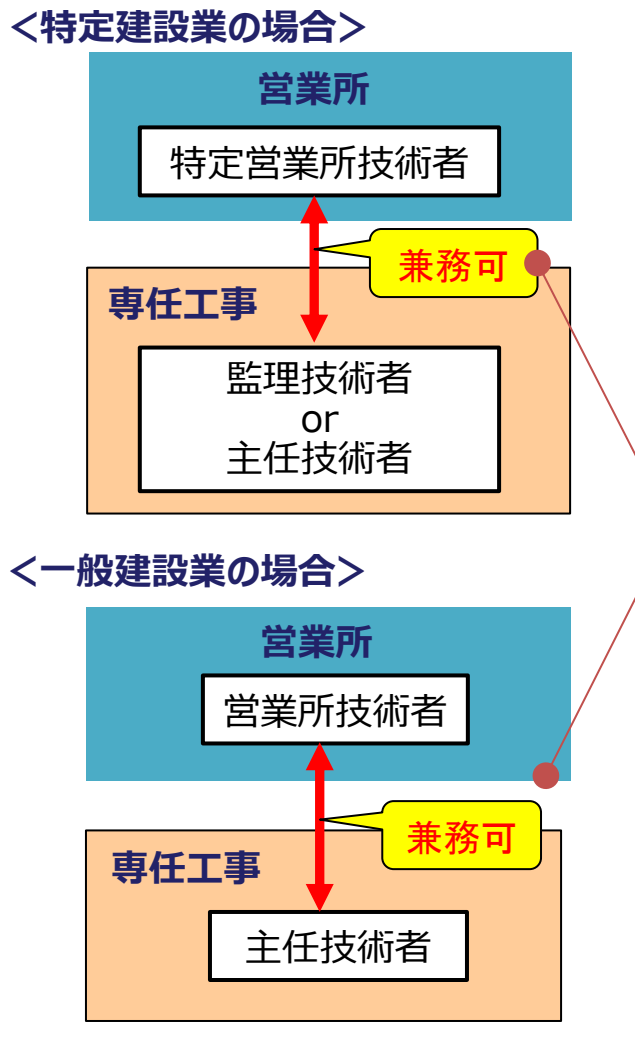
補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)



改正後



【兼務の要件】

○工事契約(法律)

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

1工事現場

○営業所と工事現場の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

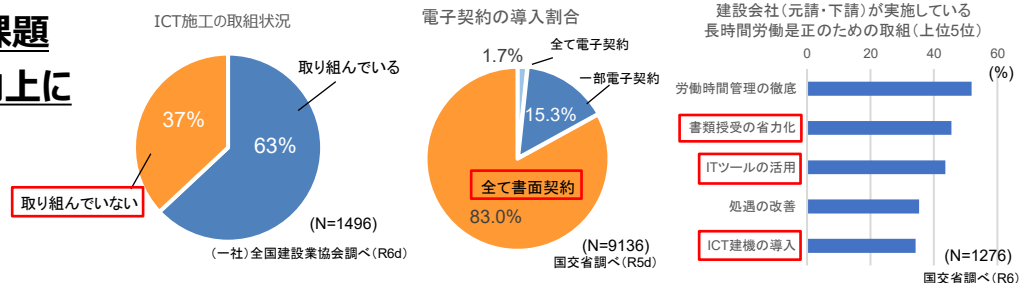
○現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化（**特定建設業者・公共工事受注者**）
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（**元請**）
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成（**国**）
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等（**公共工事発注者**）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

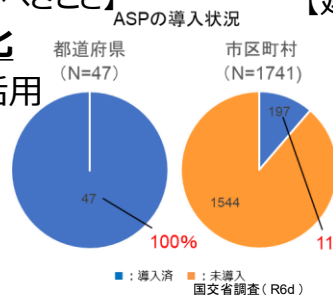
ICT指針の概要

- ＜主なポイント＞
- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
 - 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
 - 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
 - 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
 - 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
 - i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、**省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用**
- ・ **電子契約等の積極的活用**

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

入札契約の改善に関する取組

入札契約適正化法の概要

- 公共工事は国民の理解と信頼の下に進めることが重要であり、国民の疑惑を招かないよう、適正な実施が強く求められる。
- 汚職・談合等の不正行為が相次いだことを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入契法)が平成13年2月から施行されることとなった。
- 同法では、入札情報の公表、公正取引委員会への通報、公共工事の入札契約適正化のための指針の策定等、入札契約における透明性・公平性を図るための各種措置が規定

【入契法の概要】

1. 適用対象

国、地方公共団体、政令で定める特殊法人等が発注する建設工事

2. 入契法の概要

(1) 全ての発注者に義務付ける事項

- ①毎年度の発注見通しの公表※
- ②入札・契約に係る情報の公表※
- ③不正行為に対する措置
 - ・談合情報等の公取委、建設業許可行政庁への通知
- ④適正な金額での契約締結
 - ・入札金額の内訳の提出と発注者による確認
 - ・価格転嫁に関する誠実協議応諾義務
- ⑤施工体制の適正化
 - ・丸投げの全面的禁止
 - ・受注者の現場施工体制の報告
 - ・発注者による現場の点検等

(2) 適正化指針の閣議決定

- ①契約の内容の透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③不正行為の排除
- ④ダンピング対策
- ⑤適正な施工（適正工期・平準化等）
- ⑥その他

(3) 適正化指針に基づくフォローアップ

- ・毎年度、取組状況を把握し、公表（入契調査）
- ・特に必要がある時は改善を要請

※少額随意契約の可能な金額の改正（R7.4.1）を踏まえR7.7.1より公表を義務付ける工事を250万円以上⇒400万円以上に変更

【入札契約情報の公表】入札及び契約に係る情報の公表

○公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で、入札及び契約に関する透明性の確保は不可欠

○そのため、入契法第7条及び第8条において、入札及び契約に係る情報の公表を義務付けている
⇒以下の事項の公表が行われていない場合は、規定違反状態であり、直ちに是正が必要

公表すべき事項（地方公共団体）

i) 発注見通しに関する事項

- ✓ 工事の名称、場所、期間、種別、概要
- ✓ 入札及び契約の方法
- ✓ 入札を行う時期
(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

ii) 入札契約の事前に公表すべき事項

- ✓ 一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名競争入札参加資格
- ✓ 指名競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名基準

iii) 個別の工事の契約後に公表すべき事項

- ✓ 制限付一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札への参加申請者の名称
- ✓ 上記参加申請者のうち入札に参加させなかった者の名称、参加させなかった理由
- ✓ 指名業者名、指名理由
- ✓ 入札者名
- ✓ 入札金額
- ✓ 落札者名
- ✓ 落札金額

- ✓ 低入札価格調査又は公正な取引秩序を乱すおそれにより次順位者を落札者とした場合における理由
- ✓ 最低制限価格未満の入札者名
- ✓ 総合評価落札方式を行った理由
- ✓ 総合評価落札方式の落札者決定基準
- ✓ 総合評価落札方式の落札者決定理由
- ✓ 契約の内容
 - － 契約の相手方の名称、住所
 - － 工事の名称、場所、種別、概要
 - － 工事の着手時期、完成時期
 - － 契約金額
- ✓ 随意契約の相手方の選定理由

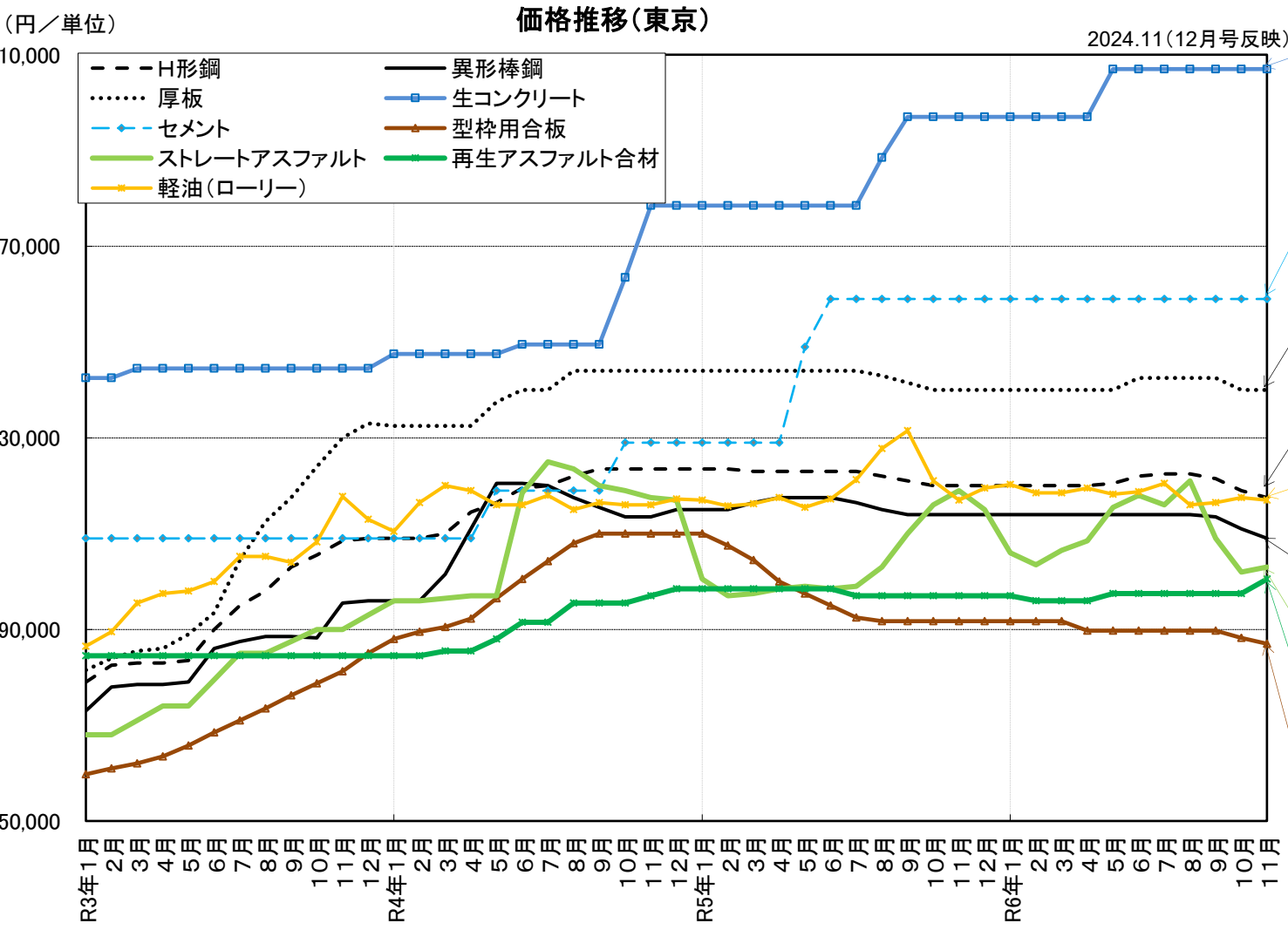
これら事項を定めた際(変更時も含む。)等は遅滞なく公表をしなければならない

令和6年度入契調査の結果において、情報公表を適切に実施している地方公共団体は1788団体中1140団体

各団体へ確実な公表を要請(令和6年12月18日通知) インターネットを原則とした公表を要請(令和6年6月26日通知)

主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m³)	2024年11月	¥207,000 (+5.1%)	(2023年11月 ¥197,000)
セメント (円/10t)	2024年11月	¥159,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥159,000)
厚板 (円/t)	2024年11月	¥140,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥140,000)
H形鋼 (円/t)	2024年11月	¥117,500 (-2.1%)	(2023年11月 ¥120,000)
軽油 (円/kl)	2024年11月	¥117,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥117,000)
異形棒鋼 (円/t)	2024年11月	¥109,000 (-4.4%)	(2023年11月 ¥114,000)
ストレートアスファルト (円/t)	2024年11月	¥103,000 (-13.4%)	(2023年11月 ¥119,000)
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年11月	¥100,500 (+3.6%)	(2023年11月 ¥97,000)
型枠用合板 (円/50枚)	2024年11月	¥87,000 (-5.2%)	(2023年11月 ¥91,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

- 直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用
- 次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

- 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

- スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。

国 県 市 民 建

- 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

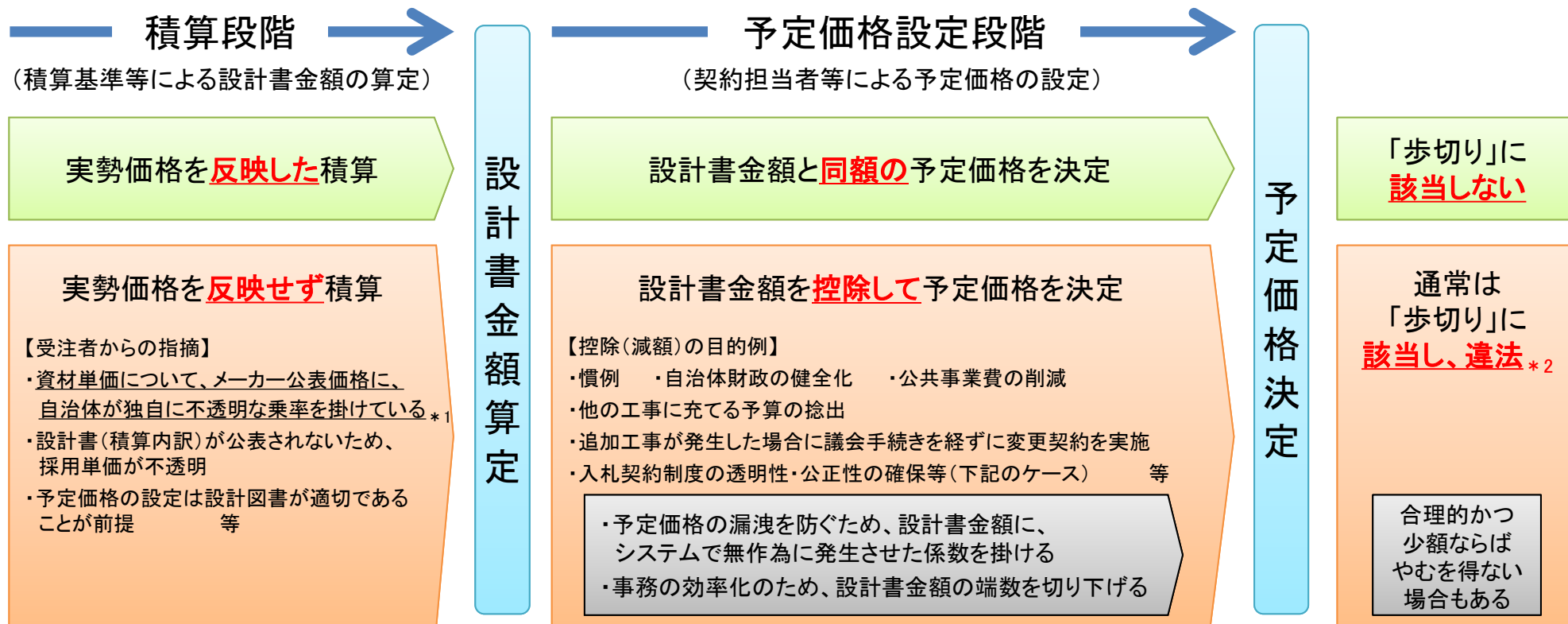
「歩切り」とは

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2 4(1) より

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額**(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の**一部を、予定価格の設定段階において控除する行為**

➡ 予定価格の適正な設定を求める**品確法第7条第1項第1号に反する違反行為**



*1 こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切

*2 工事に関する業務(測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、調査業務(地質調査その他の調査(点検及び診断を含む)))についても同様

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

	「労働基準法」(平成30年6月改正) 罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで) 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 ※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、 労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)
36協定の限度	【時間外労働の上限規制】 原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) 例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも 上回ることでない上限を設定 ・年 720時間(=月平均60時間) →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることでない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

建設業においては、
災害の復旧・復興の
事業には、a及びbは
適用されません。
(労基法139条)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

【適正な工期の設定】働き方改革の推進 — 週休2日工事等の実施

令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

○・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○・・・工期の設定に当たっては、工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告)に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するとともに、・・・適正な工期を確保するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約8割、特殊法人等では約7割を超えたが、市区町村では昨年度より改善が進んだものの、半数程度にとどまる。

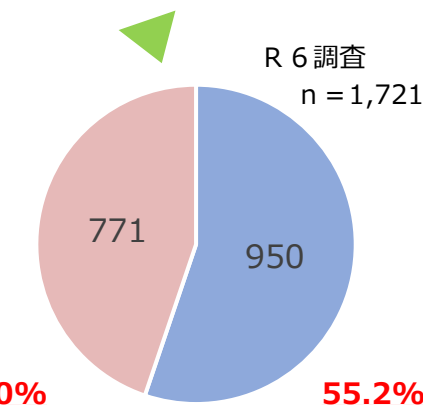
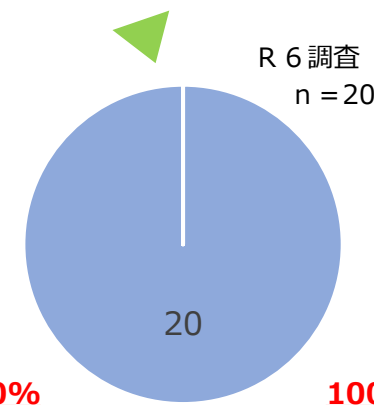
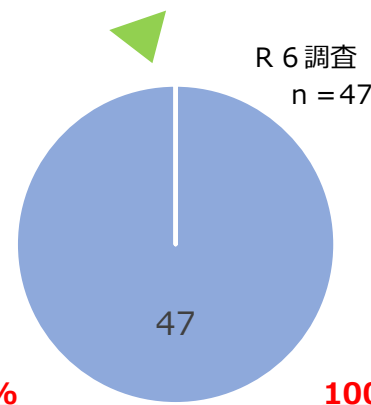
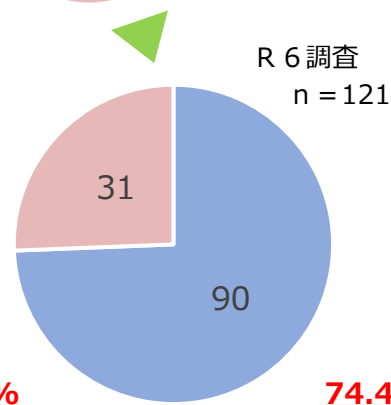
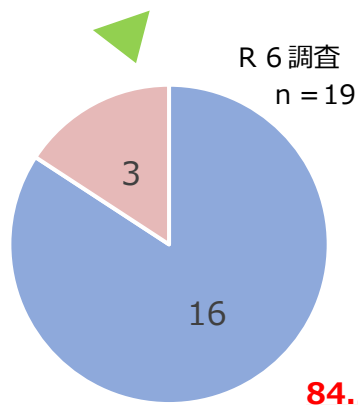
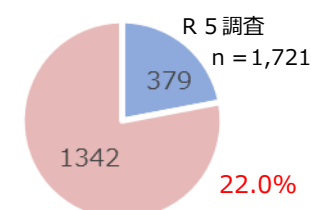
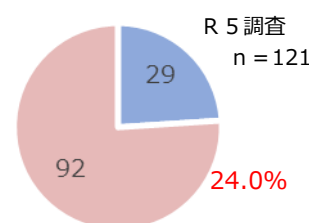
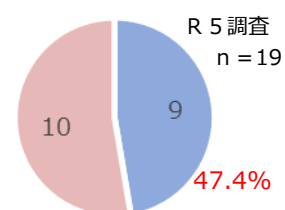
国（省庁等）

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

【適正な工期の設定】市区町村の週休2日工事等の実施に向けた働きかけ強化

○市区町村の週休2日工事等の実施率※は、全国平均で5割超まで増加

※週休2日工事等の実施とは、週休2日工事又は週休2日交代制工事を1件以上実施していることを指す

管区内市区町村の週休2日工事等の実施率（R6年7月1日時点）

■ 75%以上 ■ 35%以上75%未満 ■ 30%未満

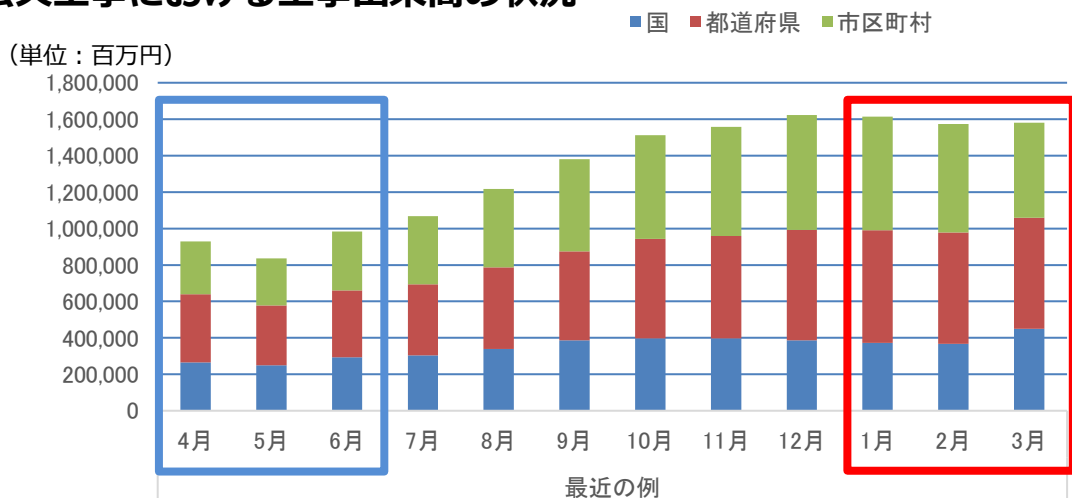
都道府県	管区市区町村※の実施率	都道府県	管区市区町村の実施率	都道府県	管区市区町村の実施率
北海道	44.4% (79/178)	新潟県	100.0% (29/29)	岡山県	50.0% (13/26)
青森県	87.5% (35/40)	富山県	93.3% (14/15)	広島県	45.5% (10/22)
岩手県	75.8% (25/33)	石川県	94.7% (18/19)	山口県	89.5% (17/19)
宮城県	67.6% (23/34)	岐阜県	66.7% (28/42)	徳島県	29.2% (7/24)
秋田県	72.0% (18/25)	静岡県	84.8% (28/33)	香川県	47.1% (8/17)
山形県	60.0% (21/35)	愛知県	81.1% (43/53)	愛媛県	60.0% (12/20)
福島県	59.3% (35/59)	三重県	93.1% (27/29)	高知県	58.8% (20/34)
茨城県	34.1% (15/44)	福井県	17.6% (3/17)	福岡県	15.5% (9/58)
栃木県	72.0% (18/25)	滋賀県	63.2% (12/19)	佐賀県	45.0% (9/20)
群馬県	28.6% (10/35)	京都府	44.0% (11/25)	長崎県	81.0% (17/21)
埼玉県	59.7% (37/62)	大阪府	36.6% (15/41)	熊本県	47.7% (21/44)
千葉県	49.1% (26/53)	兵庫県	27.5% (11/40)	大分県	77.8% (14/18)
東京都	50.0% (31/62)	奈良県	28.2% (11/39)	宮崎県	30.8% (8/26)
神奈川県	40.0% (12/30)	和歌山県	40.0% (12/30)	鹿児島県	67.4% (29/43)
山梨県	44.4% (12/27)	鳥取県	68.4% (13/19)	沖縄県	26.8% (11/41)
長野県	72.7% (56/77)	島根県	89.5% (17/19)	全国	55.2% (950/1721)

※指定都市は除く

⇒ 令和7年度中に市区町村の週休2日工事等の実施率100%を達成できるよう、引き続き、国及び都道府県が、それぞれ働きかけを強化する必要

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者（技能者）の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況



出典：国土交通省「建設総合統計」

閑散期（青枠の期間、4月～6月）

- （技能者） 仕事が少ないため、収入が不安定になる
- （建設業者） 人材・機材が需要に対して過剰

繁忙期（赤枠の期間、1月～3月）

- （技能者） 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
- （建設業者） 技術者が不足する懸念

⇒ 公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることが努力義務とされている。

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化を推進する必要

地域平準化率(閑散期のボトムアップ) = $\frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$

地域平準化率(繁忙期のピークカット) = $\frac{1\sim3\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

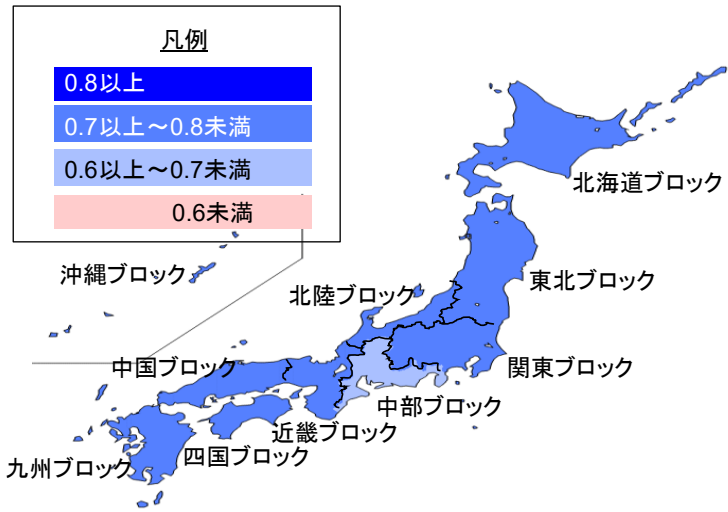
※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

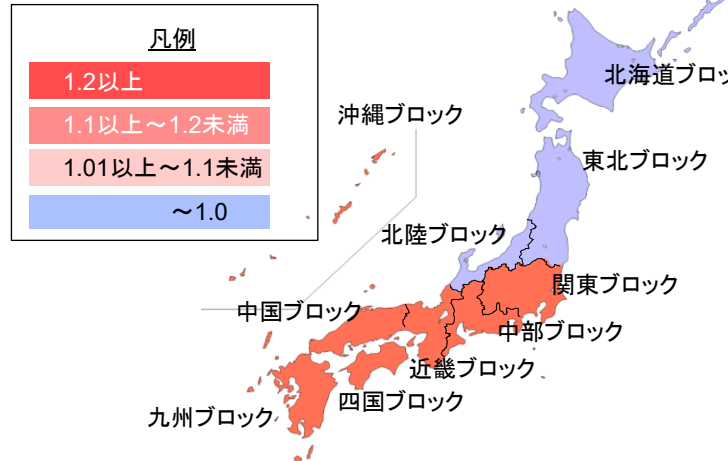
対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(閑散期のボトムアップ)の実績値(R5)



■地域平準化率(繁忙期のピークカット)の実績値(R5)



地域 ブロック	地域平準化率 (閑散期のボトムアップ)		地域平準化率 (繁忙期のピークカット)	対象範囲
	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R5)	
北海道	0.72	0.74	0.85	北海道
東北	0.73	0.73	1.00	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東	0.71	0.72	1.11	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.77	0.94	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.69	1.12	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿	0.71	0.71	1.14	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国	0.75	0.74	1.13	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国	0.73	0.74	1.12	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州	0.71	0.71	1.14	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄	0.76	0.78	1.12	沖縄県
全国	0.72	0.72	1.09	—

【施工時期の平準化】地域平準化率(繁忙期のピークカット)(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(閑散期のボトムアップ)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

$$\text{地域平準化率(繁忙期のピークカット)} = \frac{\text{1～3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

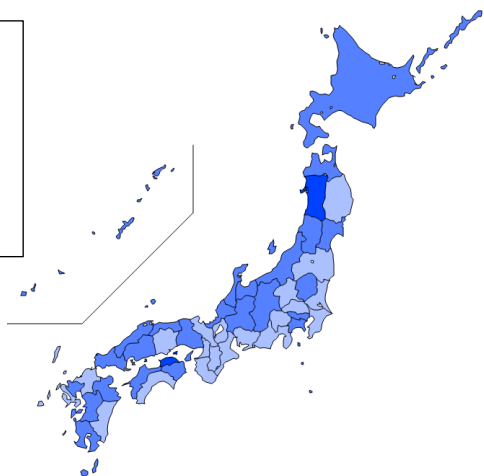
※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(閑散期のボトムアップ)の実績値(R5)

凡例

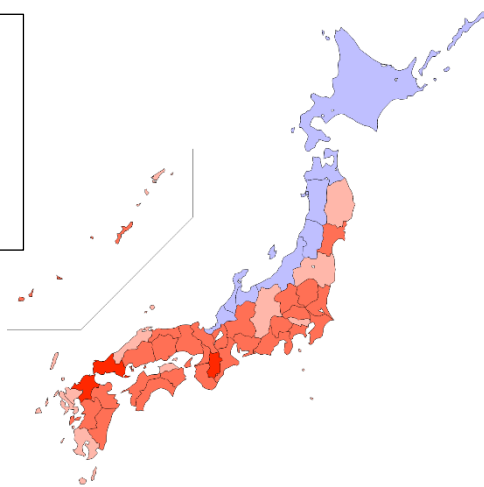
0.8以上
0.7以上～0.8未満
0.6以上～0.7未満
0.6未満



■地域平準化率(繁忙期のピークカット)の実績値(R5)

凡例

1.2以上
1.1以上～1.2未満
1.01以上～1.1未満
～1.0

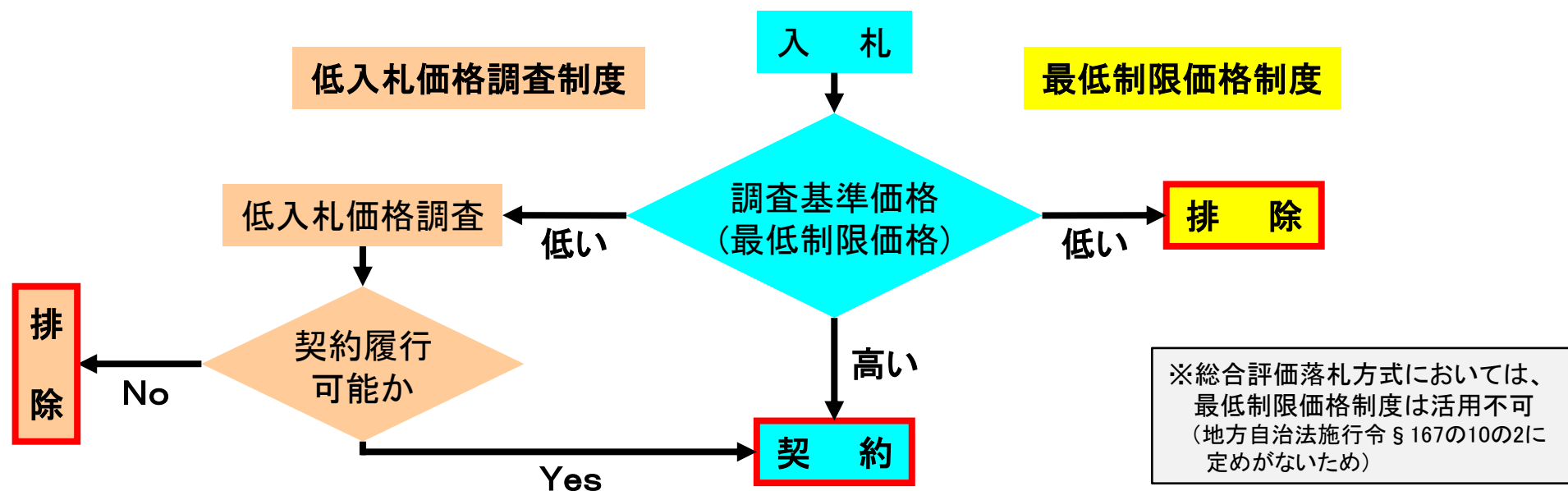


■実績値(R5)

県域	地域平準化率		県域	地域平準化率		県域	地域平準化率	
	ボトムアップ	ピークカット		ボトムアップ	ピークカット		ボトムアップ	ピークカット
北海道	0.70	0.84	石川県	0.72	0.99	岡山県	0.68	1.14
青森県	0.70	0.91	福井県	0.74	0.98	広島県	0.77	1.13
岩手県	0.69	1.04	山梨県	0.67	1.13	山口県	0.70	1.21
宮城県	0.74	1.14	長野県	0.75	1.08	徳島県	0.74	1.16
秋田県	0.81	0.94	岐阜県	0.73	1.10	香川県	0.81	1.06
山形県	0.76	0.82	静岡県	0.68	1.11	愛媛県	0.72	1.13
福島県	0.62	1.07	愛知県	0.64	1.13	高知県	0.67	1.14
茨城県	0.64	1.13	三重県	0.63	1.16	福岡県	0.63	1.24
栃木県	0.72	1.14	滋賀県	0.66	1.18	佐賀県	0.75	1.07
群馬県	0.68	1.11	京都府	0.68	1.18	長崎県	0.66	1.09
埼玉県	0.68	1.14	大阪府	0.67	1.13	熊本県	0.74	1.14
千葉県	0.64	1.16	兵庫県	0.72	1.17	大分県	0.77	1.19
東京都	0.75	1.07	奈良県	0.62	1.29	宮崎県	0.68	1.13
神奈川県	0.71	1.15	和歌山県	0.69	1.18	鹿児島県	0.73	1.08
新潟県	0.78	0.89	鳥取県	0.70	1.13	沖縄県	0.75	1.12
富山県	0.73	0.96	島根県	0.74	1.07	全国	0.70	1.10

【ダンピング対策】低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則（最低価格自動落札の原則）
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（後者は地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令 § 167の10

- ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

【ダンピング対策】中央公契連モデルの算定式の意味

中央公契連モデル

H25.5.16～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～	R4.4.1～
【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.68 上記の合計額×消費税

(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

算定式の意味

材料費、労務費等

運搬費、準備費等

現場労働者に係る費用

会社運営に係る費用

算定式は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、適正に工事を履行する上で最低限必要な費用（**義務的経費**）の峻別により設定されたもの



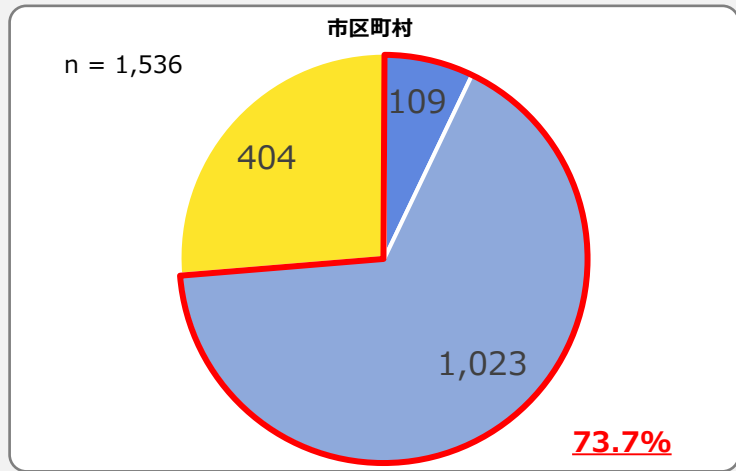
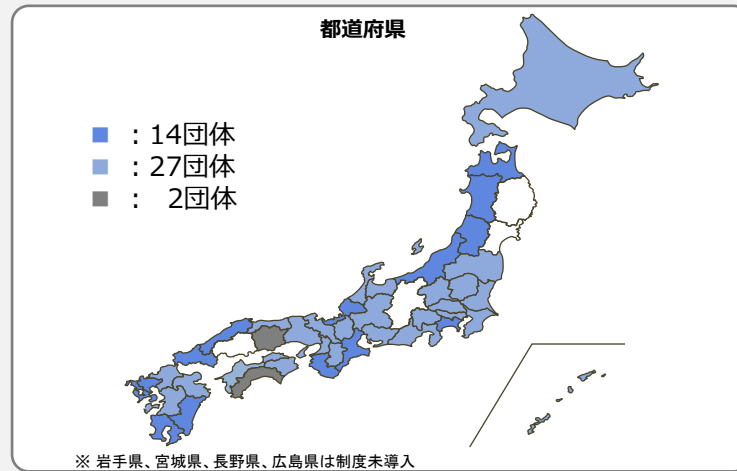
この基準額を下回る場合は、**通常であれば適正に工事を履行することができないおそれ**があることから、**具体的な判断基準**を定め、これを**公表**するとともに**適切に運用**すること。

【ダンピング対策】地方公共団体における算定式の設定水準等

- 市区町村は、約96%の団体が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**8割近くの団体が令和4年中央公契連モデル以上を採用**

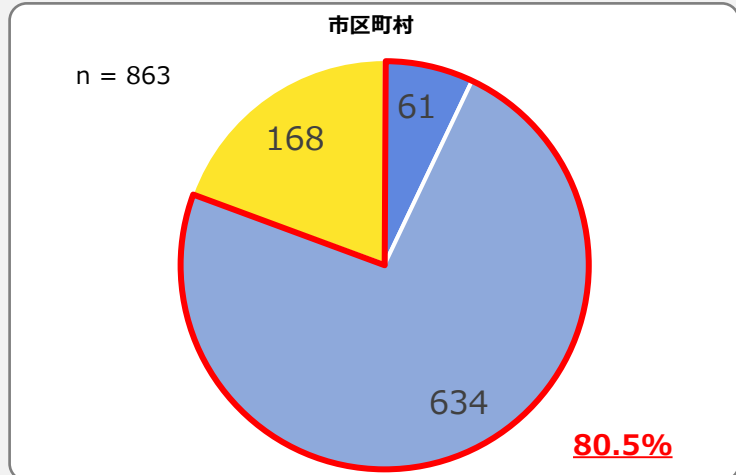
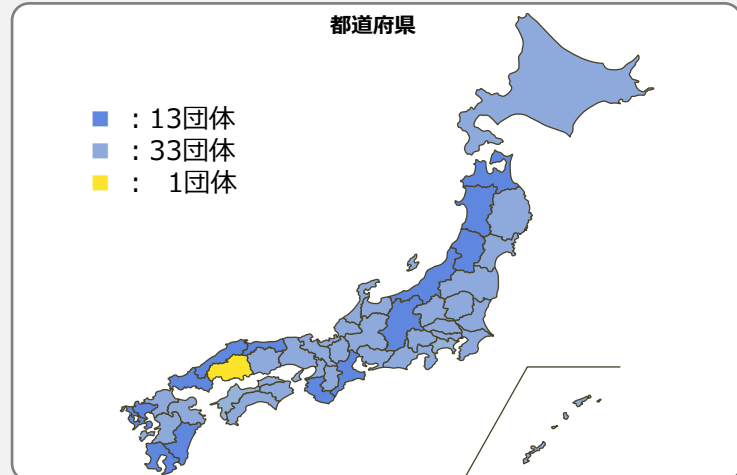
※算定式非公表、未導入の団体除く

最低制限価格算定式の設定水準



- : 独自モデル（R 4中央公契連モデルを上回る水準）
- : R 4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

調査基準価格算定式の設定水準



いずれの制度も未導入の団体

H18 484 団体
↓
H20 359 団体
↓
H24 232 団体
↓
H29 126 団体
↓
H30 109 団体
↓
R 2 88 団体
↓
R 3 81 団体
↓
R 4 73 団体
↓
R 5 72 団体
↓
R 6 69 団体

○地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を一覧できるポータルサイト「入契適正化マップ」を開設

○本サイトの普及・展開により、各団体の自発的な改善の促進や業界団体との意見交換の活性化を後押し

<サイトURL> <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/>

<QRコード>



「各制度の取組状況」をクリックし、閲覧したい取組を選択する。

施工時期の平準化

週休2日工事の実施

ダンピング対策【工事】(最低制限価格制度での最低制限価格の算定式の設定水準)

ダンピング対策【工事】(低入札価格調査制度での調査基準価格の算定式の設定水準)

ダンピング対策【業務】(最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況)

義務付け事項の実施

日本地図から、取組状況を確認したい都道府県をクリックする。

神奈川県

凡例

区分	状況
0.8以上	
0.7以上～0.8未満	
0.6以上～0.7未満	
0.5以上～0.6未満	
0.4以上～0.5未満	
～0.4未満	

詳細資料ダウンロード

詳細情報をまとめた資料をダウンロード可能

「市区町村リスト(入契カルテ)」をクリックすると、各市町村の入契カルテを閲覧することができる。

市区町村リスト(入契カルテ)

神奈川県	横浜市	川崎市
鎌倉市	藤沢市	小田原市
秦野市	厚木市	大和市

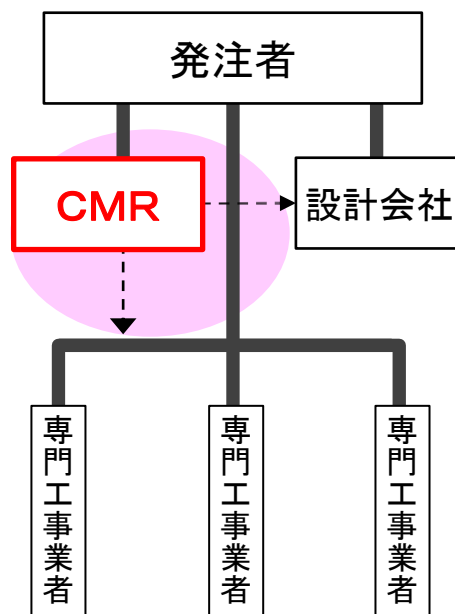
CM方式とは

- 発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う

段階	CM業務の内容
共通	○全体工程管理支援 ○事業費管理支援 ○各種情報管理支援 ○関係者会議運営支援 ○他機関等調整支援（業務・工事間含む）
設計段階	【業務発注】 ○入札・契約方式提案 ○発注関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【業務監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援
施工段階	【工事発注】 ○入札・契約方式提案 ○契約関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【工事監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援(土木)

ピュア型CM方式

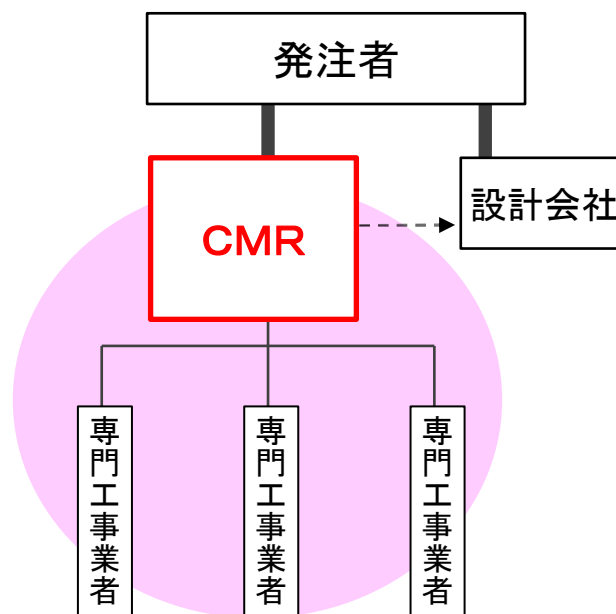
・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



公共事業では、ピュア型CM方式の事例が多い

アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



公共事業では、東日本大震災の復興支援事業で導入実績

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択することが重要

- 都道府県公契連との連携体制の強化について、令和5年5月に総務省と連名で地方公共団体に対して要請。令和6年度下期ブロック監理課長等会議において、全ての都道府県にて公契連を開催する旨を申合せ。
- 令和3年度から4年連続で全47都道府県にて開催。その全てにおいて国交省本省より説明等を行うことにより、全国の市区町村に対して直接働きかけ。入札契約情報の公表やダンピング対策、週休2日の促進や円滑な価格転嫁の取組をはじめ、市区町村レベルの入札契約の改善を推進。
- 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップシステムなど、公共発注者が連携して対応すべき課題についても取組を推進。

説明テーマ

各都道府県における入札契約の改善に関する取組状況

- **入札契約情報の公表**
- **適正な予定価格の設定**
採用する単価等の透明性や妥当性の確保、歩切りの根拠、法定福利費の適切な計上・内訳明示の推進 等
- **適正な工期の設定、施工時期の平準化**
適正な工期の設定・週休2日の促進、施工時期の平準化に向けた取組
- **ダンピング対策**
ダンピング対策の導入、算定式の見直し、低
- **円滑・適正な施工の確保**
適切な設計変更、スライド条項の運用
- **技能労働者の処遇改善**
CCUS、保険未加入業者の排除 等
- **多様な入札契約方式**
- **業務に関する改善の取組状況**
ダンピング対策の導入、適正な履行期間の設定 等



開催の様子
(令和6年11月6日・岡山県公契連(対面))

令和6年度開催実績 【対面 20団体、WEB 26団体、書面 1団体】

都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式
北海道	8月	対面	石川県	10月	書面	岡山県	11月	対面
青森県	10月	WEB	福井県	11月	WEB	広島県	10月	対面
岩手県	11月	対面	山梨県	10月	対面	山口県	2月	対面
宮城県	7月	WEB	長野県	8月	WEB	徳島県	10月	対面
秋田県	8月	対面	岐阜県	9月	WEB	香川県	11月	対面
山形県	8月	WEB	静岡県	11月	WEB	愛媛県	9月	WEB
福島県	7月	WEB	愛知県	12月	対面	高知県	7月	WEB
茨城県	12月	WEB	三重県	8月	WEB	福岡県	8月	対面
栃木県	9月	WEB	滋賀県	10月	WEB	佐賀県	11月	WEB
群馬県	11月	WEB	京都府	10月	対面	長崎県	5月	対面
埼玉県	7月	WEB	大阪府	7月	対面	熊本県	7月	対面
千葉県	10月	WEB	兵庫県	9月	WEB	大分県	10月	対面
東京都	10月	WEB	奈良県	9月	WEB	宮崎県	7月	WEB
神奈川県	8月	WEB	和歌山県	7月	対面	鹿児島県	9月	対面
新潟県	8月	WEB	鳥取県	12月	WEB	沖縄県	7月	対面
富山県	1月	WEB	島根県	8月	対面			

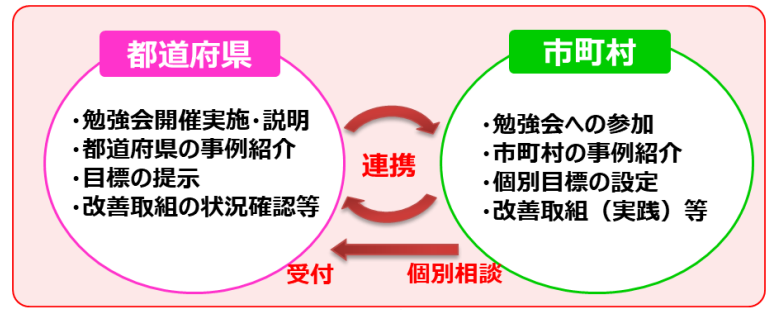
背景

- 例年の入契調査では、**市区町村の入札契約適正化の取組は他の機関と比較すると遅れている傾向。**
- 令和6年の担い手3法改正により、**国及び都道府県は、発注職員の育成支援等を努めることとされている。**

- 都道府県から応募があった管内市町村を対象として、国土交通省が支援事業者と共に、**入札契約改善のための勉強会の開催**や、市町村がいつまでに改善を行うかを示す**改善ロードマップの作成を都道府県と連携して支援。**
- ハンズオン支援終了後の翌年度以降は、**都道府県が中心となって各市町村をフォローアップしながら改善を推進。**

支援の概要

ハンズオン支援 スキーム図



国土交通省 建設業課
入札制度企画指導室

国

- ・勉強会開催支援・説明
- ・情報、資料等の提供
- ・個別相談の助言、事例紹介

支援事業者

業務委託契約

支

- ・勉強会の開催支援補助
- ・情報、資料の提供補助
- ・アンケート結果集計、反映

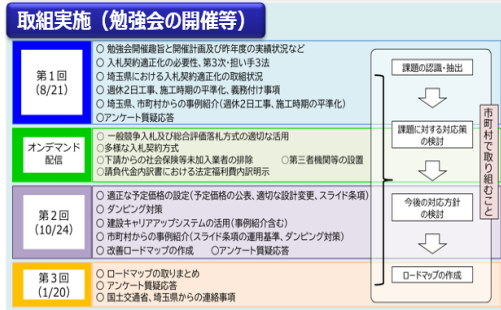
＜支援実績(自治体数)＞

令和5年度
茨城県(44 団体)
長野県(77 団体)
岐阜県(42 団体)

令和6年度
埼玉県(63 団体)
新潟県(30 団体)
佐賀県(20 団体)

以下、別事業にて同取組を実施
令和3年度
岡山県(27 団体)

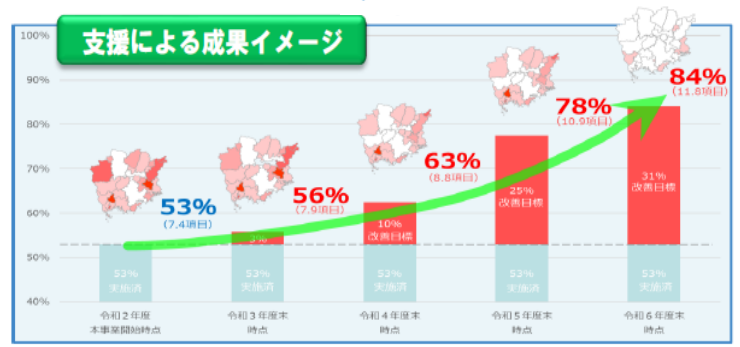
勉強会の開催



入札契約改善に向けた重点取組

入札契約改善に向けた重点取組15項目	
① 総合評価選考方式の活用	⑨ 施工時間の標準化の取組
② 低入札価格調査制度（算定式）	⑩ 設計変更ガイドラインの策定
③ 低入札価格調査制度（公表時期）	⑪ スライド条項の運用基準の策定
④ 最低制限価格制度（算定式）	⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑤ 最低制限価格制度（公表時期）	⑬ 第三者機関等の設置
⑥ 法定福利費の適切な計上	⑭ 義務付け事項の実施
⑦ 予定価格の公表時期	⑮ 建設キャリアアップシステムの活用
⑧ 週休2日工事の実施	

- ・入札契約制度の中で、**重点的に取り組むべき項目を取り上げて、改善を進める。**
- ・勉強会では、管内市区町村が実施した**具体な取組事例紹介などを行い、共有を図る。**



事業の目的

- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用、入札契約制度の改善を支援
- 支援による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開（報告会の実施）

事業の運営フロー

モデル事業の募集 対象：都道府県又は市区町村 対象事業：全ての公共工事

モデル事業の選定 ① 先進性（過去の採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）
② 汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）
③ 実現性（対象事業の工程等が明確となっている）
※応募多数の場合は、技術職員数が少ない自治体を優先的に選定させていただく場合があります。

支援事業者の選定

モデル事業の支援

事業ごとの
支援フロー
構築

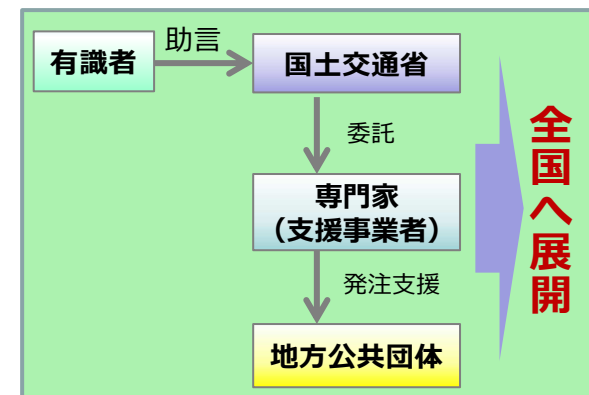
円滑な
事業推進
支援

- 1 応募事業の目的、進捗状況の確認
- 2 発注者が抱える課題の整理と、技術的な検証
- 3 課題を解決するための入札契約方法の検討
- 4 課題解決や、発注のための資料作成等の実地的な支援
 - ・議会説明用資料作成支援
 - ・事業全体の課題整理
 - ・リスクの整理
 - ・公募資料の作成支援 など

モニタリングとフィードバック 応募者からの意見聴取 等

応募者による事業推進

有識者による
専門的見地
からの助言



入札契約適正化相談窓口

- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言等を行う相談体制を設置。
- 相談者の所在地に対応する各地方整備局等にて、電話・メールによる各種相談受付。

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口※

入契法に基づく地方公共団体の取組の
普及浸透をサポート

入契法に基づく各種取組に関する一般的な
相談やワンポイントアドバイスについて、
電話・メールで都度受付

個別案件の入札契
約方式等に関して、
具体的な助言等を
相談シートにて受
付（メール受付）

※従来の相談窓口「入契
ワンポイントナビ」、「入札契
約改善アドバイザー」、「平
準化推進ヘルプデスク」を
統合

相談シート（入札契約方式等）	
機関名	
所在地	
担当氏名	
連絡先	所属 電話番号： FAX： e-mail： URL：
事業・工事の名称	
事業スケジュール ※実施設計発注後の発 注時期（予定含む）も 記載下さい。	
事業の目的	
事業の概要 ※事業の概要が詳細 であるフリップ 等があれば添付下さ い。	
入札契約方式 ※導入を検討してい る方式の□をつけて 下さい。（複数可）	①CM方式・②設計・施工一括発注方式・③地域維持型契約方式 ④設計段階から施工者が関与する方式・⑤その他 「⑤その他」の場合の概要
入札契約方式に関 する相談内容 ※事業費、仕様、スケ ジュール、発注者体制 等の観点から現在抱 えている課題などを 記載して下さい。	

（注）個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
ご相談の内容によっては、回答に一定の時間を要することがあります。

	電話	メール
本省	03-5253-8278	hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp
北海道開発局	011-709-2311 (5846)	hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	022-721-2054	thr-follow-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
関東地方整備局	048-601-3151 (6695)	ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	052-386-8548	cbr-kensan-nyuusatsu@mlit.go.jp
近畿地方整備局	06-6942-1141 (6150)	kk-nyukeitekiseika@mlit.go.jp
中国地方整備局	082-221-9231 (6150)	kensetugyou@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	087-811-8355	skr-kensetsutekisei@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	092-471-6331 (6139、6180)	qsr-kensannyukei@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	098-866-1910	※電話受付後のみメール対応可。まずは電話 にてお問い合わせください。